

水道の漏水にご注意ください！

白鷹町上下水道課業務係（TEL 85-6137 85-6138）

以前と水道の使い方は変わらないのに、前回の指針に比べて急に水道の使用水量が増えたような場合には、漏水の可能性があります。最近、宅内にある水道管（給水管）からの漏水で、水道料金が高額になるケースが発生していますので、早期に確認のうえ白鷹町の指定を受けた水道工事店へ修理を依頼してください。

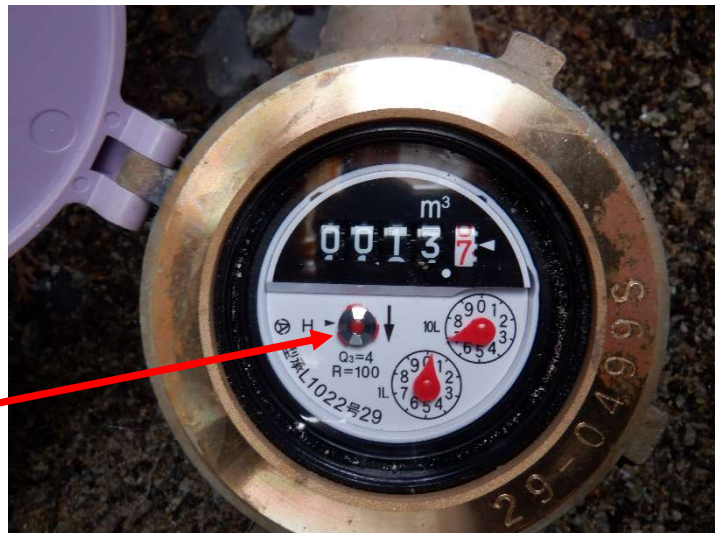
水道メーターから宅内側の給水管は、お客様の所有物であり、お客様の責任のもと管理していただくことになっています。

漏水時の水道料金・修理費は、お客様の負担になりますので、漏水防止のため時々メーターボックス内を点検して、漏水の早期発見に努めていただくようお願いします。

漏水の調べ方・対策

1. 水道の蛇口を全部止めて、メーターボックス内水道メーターの「パイロットマーク」を確認します。パイロットマークが回っていると、漏水の可能性がありますので、町指定の水道工事店（指定給水装置工事事業者）に連絡して、調査・修理してください。
2. メーターボックス内のバルブを締めると水が流れなくなりますので、漏水が疑われる場合はバルブを締めて対応をお願いします。

パイロットマーク



料金の減免

地下漏水や発見が困難な箇所からの漏水で、町指定の水道工事店が修繕した場合には、一定の基準を満たす場合、漏水分を含む当該検針時の水量から一部を減量し、水道料金の減額を受けられる制度があります。

減免申請の流れ

漏水の発見（使用水量等のお知らせ、検針員のメモ、近所の人発見など）



漏水の修理

給水装置の修理は、町指定水道工事店（指定給水装置工事事業者）へ依頼してください。



減免の申請

漏水修理後に「減免申請書」を上下水道課業務係に提出ください。

修理を行った町指定水道工事店の「修理証明書」が必要です。

【添付書類】漏水箇所の状況が分かる修理前と修理後の写真
使用水量等のお知らせ（検針票）

水道料金、下水道使用料それぞれについて減免申請が必要です。

漏水の状況等により、水道料金、下水道使用料のどちらか一方が減免該当となる場合があります。

詳細は、上下水道課業務係（TEL 85-6137 85-6138）にお問い合わせください。

減免料金

減免料金については、お客様の通常の平均使用量等をもとに、漏水していたと推定される量を考慮したうえで料金算定いたします。漏水による水量の一部に係る料金は、お客様にご負担いただくこととなります。

減免料金の通知

減免料金が認定されると、郵送によりお客様に減免金額等をお知らせいたします。

減免料金の請求

減免料金が認定されると、認定された料金にて請求させていただきますが、お客様の申請時期によっては、認定された料金での請求や口座振替の停止措置が間に合わない場合があります。この場合は、減免前の料金でお支払いいただき、入金の確認後、差額分を還付させていただきます。何とぞご了承ください。

漏水修理後の注意

老朽化した配管の場合、一カ所修理しても他の場所からの漏水が新たに生じる可能性があります。日頃より使用水量等のお知らせ（検針票）や水道メーターの指針及びパイロットマークをご覧くださいことなどにより、漏水発生がない（可能性がない）ことをご確認いただきますよう、お願いいたします。